

第 13 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 6 年 12 月 20 日（金）午後 1 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 4 階 第 1 委員会室

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
16 番 渡部 信夫		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

17 番 庄司 英喜

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 24 号 会務報告について

報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 73 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 74 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 75 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 76 号 現況確認証明申請について

議案第 77 号 農用地利用集積計画について

議案第 78 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

年の瀬も迫り、皆様におかれましては、何かとお忙しいところ、本日、第13回農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にご苦勞様でございます。さて、本年は地域計画の策定、最適化活動の推進、また、農業委員会業務全般に渡り、皆様には大変ご苦勞をおかけしました。この場をお借りして、皆様には厚く御礼を申し上げます。これから年末年始

を迎えます。よい新年を迎えられますことを、さらに、皆様のご活躍をご祈念申し上げます。

本日の総会には、報告2件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、17番 庄司英喜委員であります。

また、早退届が提出されております。午後3時前後ということで3名の方が退席いたします。木戸職務代理者、大津康男委員、齊藤澄子委員の3名の方でございます。

定足数に達しておりますので、これより第13回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、5番 高野進委員、6番 菅井大輔委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第24号 会務報告について」、「報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第24号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔30件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第24号及び報告第25号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、高野委員

○高野進委員

報告第24号についてお伺いいたします。12月市議会の定例質問の中で、高畑議員より、遊休農地対策についての一般質問がございましたけれども、質問の内容と答弁について、お伺いいたします。

○事務局

高野委員のご質問でございますが、12月4日の一般質問の中身ということでございます。こちらにつきましては、高畑議員、具体的には西山地区ということで、慶徳の山側を基本的に聞きたいといった内容でございましたが、あと、営農型太陽光発電も有効ではないかという含みも併せまして

の質問でございました。答弁といたしましては、基本的には、皆様に行っていただいております最適化活動を基本に、遊休農地の対策をやって行くということでございます。併せまして、県の補助事業を活用してございます。これまでに過去五年間に約8.8haほど解消ということにつながっておりますので、こういったものを活用しながら、進めて行きたいというような答弁を行ったところでございます。あと、太陽光の有効性等につきましては、現在、本市におきましても、営農型太陽光発電所、本日の審議にも出て来ますが、現在のところ遊休農地を解消目的とした営農型という風な設置はございませんが、その点につきましては、営農型を設置するにあたっての、転用の基準、あとガイドラインを基本に行っていきますという答弁を行ったところでございます。以上でございます。

○議長

高野委員よろしいでしょうか。

○高野進委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

はい、横山委員。

○横山敏光委員

農業者年金加入推進セミナーと併せ東京で国会議員との懇談会が開催されたとのことですが、本県の国会議員はどなたが出席されたか、お名前をご紹介をお願いします。

○木戸賢治委員

18番木戸です。先月の27、28日で東京の方に出張行って来まして、28日は本県選出の国会議員との懇談会ということで、10時から10時40分までは与党の議員さん、坂本竜太郎先生、根本拓先生、森雅子先生、あと公明党の若松謙維先生が前半、10時45分から11時25分までは野党の先生方で、金子恵美先生、それから玄葉光一郎先生、小熊慎司先生でありました。その

日がたまたま臨時国会の召集日の初日になってしまったので、予定よりも全然到着の時間遅く、各先生は挨拶されただけで、実際は帰られました。玄葉先生だけが、稲作の問題について討議したくらいで、あとは外の先生方は挨拶だけしてお帰りになりました。以上です。

○議長

横山委員よろしいでしょうか。

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

はい、山口委員。

○山口久人委員

8番山口なんですが、先ほど高畑議員から一般質問があったということで、お話しあったんですが、議会的にどこの地域ということはあったんでしょうか。例えば、慶徳でも新町だとか、舞台田とか。西山地区ということですが、中身がもう少し細かくわかれば、伺いたいんですが、どういう質問だったか。

○事務局

まず、山口委員のご質問、もう少し詳細な地区わからないかというようなご質問でございますが、あくまでも高畑議員の中では西山地区ということで、山崎集落のあたりから、県道に沿って新町あたりまでの慶徳町の山間部、その辺を示していたということでございます。あと、遊休農地の対策の具体的な取り組みについても、もう一度確認ということでございますが、まず一点目は、最適化活動としまして、皆さんに毎年行っていただいております、農地法第30条に基づく利用状況調査、さらには調査に基づく意向確認というものを進めながら、できるだけ新たな遊休農地を生まないような取り組みをして行くとゆうようなことが一つ答弁したところでございます。もう一つが先ほど申し上げました通り、県の遊休農地再生事業と

ということで、こちら2分の1の補助でございます。残り2分の1は取り組み者の持ち出しということで、なかなか皆さんが手を上げるわけにはいかないような事業ではございますが、本市におきましては、先ほど申し上げました通り、約5年間で8haほどの再生が進んだということです。なお、この再生につきましては、補助事業の要件として、再生後5年間は耕作をしなければならないというような要件もございますので、本市においてはやはりソバ等の作付けが多い状況となっております。以上でございます。

○議長

山口委員よろしいでしょうか。

○山口久人委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。会務報告書の中で、4頁の12月10日、11日、農地転用等現地調査とありますが、私も実際に出席しているわけなんですが、12日に行ったと記憶しておりますが、どうでしょうか。

○事務局

ただ今の小林委員からのご質問でございますが、本庁の分の調査については、11日、12日の二日間に渡り行ったところでございまして、大変失礼しました。こちらの日にち、開催日を10日、11日、12日と修正いただきまして、報告とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

小林委員、よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第24号及び報告第25号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第24号及び報告第25号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定23件、所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1～No.13については、13番 小林千代松委員、No.14については、9番 木村富士男委員、No.15～No.23については、14番 横山敏光委員、所有権移転のNo.1、No.2については、3番 菊地善一郎委員、No.3については、13番 小林千代松委員、No.4については、18番 木戸賢治委員、No.5については、11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

13番小林です。農地法第3条権利設定のNo. 1からNo. 13、これは番号が分かれていますのですが、実際の所有者については、3名となりますか、その方と現地確認をしております。ですから、まとめて報告いたします。12月12日の午前9時15分より、被設定人〇〇〇の〇〇〇さん、設定人の〇〇〇さん、〇〇〇さん、木村委員と私、小林次長の立会いの下、現地調査並びに、申請者からの聞き取り調査を行いました。地目は畑で、今後も〇〇〇さんが耕作をして行くということで、アスパラを作付けして行くということでした。あと、自家野菜を耕作して行く予定だということです。また、太陽光発電については、農作業機械が十分旋回できるような設計で使用するということで説明がありました。周辺農地にも支障を及ぼすことはなく、特に問題はないということで、判断をいたしました。以上です。

○木村富士男委員

9番木村です。農地法第3条権利設定案件No. 14について、説明いたします。去る12月12日、午前11時5分ごろから、設定人の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇から〇〇〇さん、あと現在の耕作者の〇〇〇から〇〇〇さん、小林委員、事務局から小林次長と私の6人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。現在は大〇〇〇にて、稲作をしている3枚続いた田んぼの一番下になります。営農型太陽光発電システムということで、太陽光パネルの下での稲作になりますが、すでに〇〇〇ではその作業については実績があるということで、問題ないとのことでした。今年の秋のように、稲が倒伏したら稲刈り作業が出来るのかどうか確認したところ、倒伏しにくい品種を考えているとのことでした。設定人の〇〇〇さんも納得しているようでしたので、今回の申請は問題ないと判断いたしました。以上です。

○横山敏光委員

14番横山です。農地法第3条権利設定について、No. 15から23の9案件につきまして、現地調査を行いましたのでご報告いたします。案件の関係者4名、業者さんも同じでしたので、まとめて報告したいと思います。現地

確認は12月11日、午後4時から〇〇〇町〇〇〇の現地で行いました。No. 15、17、19、21の畑4筆は南北連続して並んでおりまして、これは〇〇〇と賃借権の設定を行うものです。また、No. 16、18、20、22の畑4筆ですけれども、こちらはNo. 23の圃場も含め、〇〇〇と区分地上権を設定しようとするものでありました。申請書によりますと、〇〇〇は畑に秋ソバを、〇〇〇はその上にソーラーパネルを設置して太陽光発電事業を一体的に行うものとなっております。設定人側は、畑の所有者である〇〇〇さんの娘さんの〇〇〇さんの旦那さんであります〇〇〇さん、あとは所有者の〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんご本人が出席されました。〇〇〇さんは圃場の所有者でもあります。被設定人からは〇〇〇の〇〇〇が出席され、〇〇〇さんは欠席されました。事務局からは私と大堀剛推進委員、高橋主事が立ち会ったものです。具体的に申請地を見ますと、西側と南側は民家があります住宅地で、東側と北側は農地の畑でした。東西と北側は農道に囲まれておりまして、ソバの作付けはもちろん、北側、南側の農地への太陽光発電設備の影の影響はないものと判断しました。圃場部分でしたが、東側は公共道路、南側は事業所と駐車場がある宅地で、北側と南側は農用地でありました。この農用地に対しましては、計画図面と被設定人の説明などでは、申請地内部の北と西側分は太陽光設備を設置せず、影の影響を与えずにまた水田耕作がしやすいようにし、80%の収穫を得るという説明でございました。こうしたことから、周辺農地への影響はないものと判断しました。ただですね、補足しますと、現場を見ていまして、考えることがございまして、現在農業法人の在職者は農業者、出資割合も農業者が多数を占めている現状です。この農業者優先の制度ですが、この制度を緩めて法人の参加を進めようとする動きがあります。そうした場合、企業の名のもとに、外国人が農地を所有することが可能となるのではないかと。そして現在、関西地方では、危惧されるのが外国人所有の太陽光発電企業の存在であります。つまりやり方によっては、日本人の想像を上回る食料とエネルギー量を外国人に占有される恐れがあるのではないかと、そんな思いをした次第で

ございます。以上報告を終わります。

○菊地善一郎委員

農地法第3条所有権移転につきまして、No. 1 続きましてNo. 2 につきまして、現地調査の結果を報告させていただきます。まずNo. 1 についてですが、去る11月29日、午後0時過ぎより、譲受人〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇氏は高齢のため施設に入居中であり、家族に電話で事前に聞き取りをいたしました。現地につきましては、〇〇〇氏から私が中間管理機構を通して契約し耕作しているものでございます。周辺の状況につきましては、水稻の作付けがされておりまして、水路、畦畔の管理なども他の農業者によって適切に行われております。また、当該地は、譲受人が耕作する土地と隣接しており、水稻耕作の効率化が図られるというようなことで今回の申し出となったものであります。また、譲受人は水稻作付のみでありまして、畦畔の草刈り、水路の管理についても、周辺の耕作者と同様に適切な管理を現在行っておりますので、周辺農地に与える影響はないという風に考える案件であります。続いてNo. 2 でございますが、同じく11月29日、午後0時30分より、譲渡人〇〇〇氏、譲受人〇〇〇氏の父、〇〇〇氏が代理として出席し、状況を伺いました。当該地は、〇〇〇氏と譲受人〇〇〇氏の水田に隣接しておりまして、〇〇〇氏は長年自己管理耕作をしておりました。しかし、〇〇〇氏の水田については、進入路がかなり高低差があるというようなことで、トラクター、コンバイン等、田植機が侵入の際、危険を伴うことなどから、〇〇〇氏の水田から侵入したら危険ではないというようなことで、〇〇〇氏も効率的に耕作出来るということで、両者の間で話が進んだものであります。〇〇〇氏は、畦畔、水路等の管理も適切に行われておりまして、周辺水田とも一体的に耕作出来るものと思っておりますので、問題ないと考える案件であります。以上報告いたします。

○小林千代松委員

13番小林です。農地法第3条所有権移転No. 3 について、報告をいたします。去る11月28日、午後2時ごろ、譲受人〇〇〇さん、それから譲渡人の

〇〇〇さんと現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。現地は、〇〇〇さん宅のすぐ北側に隣接しており、栗の木がございますが、トラクターでその周りは耕耘されており、その後も耕作をして行くということで、周辺にも影響はなく、特に問題はなく管理されるものと判断いたしました。以上です。

○木戸賢治委員

18番木戸です。農地法第3条案件No. 4について、説明します。去る12月8日、午前9時より、申請地において、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立会いの下、現地において、内容の聞き取りを行いました。申請地は、〇〇〇さんの自宅の敷地に隣接していることから、譲渡人からの要望を受け移転される案件です。なお、隣接している農地は〇〇〇さんの畑でもありますので、今後は自作地同様に自家用野菜を栽培されることとなります。したがって、適性に耕作管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

11番の小林です。法3条所有権移転案件No. 5について、説明申し上げます。今月13日金曜日、午後1時30分、申請地の現地確認並びに聞き取り調査を実施いたしました。立会人は、譲受人の〇〇〇さんと私の二人で行いました。譲渡人の〇〇〇さん、旧姓〇〇〇さんでございますが、県外在住の為、来られませんかとのことで、事前に電話で聞き取りをいたしました。〇〇〇さんは、この集落の東常世の出身であります。実家は現在空き家となっており、令和5年の昨年に当該農地を相続しておりますけれども、遠くに住んでいるということで、管理出来ないとの考えで、今回〇〇〇さんに畑の売却を無償でするに至ったということであります。〇〇〇さんとは親戚関係にありまして、家は近所にあります。それで何かと世話になっているという間柄でありました。現地の小反別の畑2筆については、実家の近くにあり、〇〇〇さんが野菜畑として耕作管理しております。大きな反別の畑2筆については、現況牧草地になっており、無償で畜産農家に貸

し付けております。この農地については、土地改良区の賦課金が発生しており、地主の〇〇〇さんが納めております。取得後の〇〇〇さんの考えは、全部従来通りの姿で経営したいと考えていると言っておりました。つまり、小反別の畑は野菜畑として〇〇〇さんが耕作し、大反別の畑は、牧草採草地となっておりますので、取得前同様に無償で畜産農家に貸し付けるということになります。よって本件につきましては、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第73号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山委員

○横山敏光委員

14番横山です。案件No. 4番から8番について、〇〇〇株式会社による区分地上権の設定ということなんですが、ほかの〇〇〇がらみは全部10年間なんですが、3年間というこの5筆ですか、この3年間という理由は何でしょう。教えてください。

○事務局

営農型太陽光発電について、ご質問ございましたのでお答えいたします。まず初めに営農型太陽光発電については、原則ですが、3年間となっております。10年間に伸びる場合なのですが、2つございまして、下部の営農者が、認定農業者の資格をお持ちの方で、上部で太陽光発電をする場合については、一時転用の期間を10年間と設定することが出来ます。その期間に合わせて、区分地上権についても、10年間の設定ということにしてございます。今回、別の案件で、3年間というところについては、下部で営農をする方が認定農業者ではないということで、原則3年という形で設定されているものでございます。一つですね、〇〇〇さんのところの営農なん

ですけれども、こちらの区分につきましては、下で営農をする方が認定農業者じゃないけれども、10年間の設定ということでなっているものでございます。こちらについては、下部の農地が半分以上遊休農地であった場合に、初回に限り、下部で営農する方が、認定農業者でなくても10年の設定が出来るというようなガイドライン上の区分がありまして、今回10年間の設定のものと、3年間の設定のものが混在しているような状況となっているところでございます。

○横山敏光委員

一応ご説明はわかりました。ただ先ほども話しましたように、日本のエネルギー事情を考えますと、この再生可能エネルギーというのはますます重要なエネルギーの一つとなってくるだろうと思います。そういう意味では本当を言うと、10年で果たしていいのかという気もします。それでも短いのではないのかなという気はするのですけれども、それについては、今後農政委員会等々でお話を聞いたり、議論をして行きたいなと思います。ありがとうございました。

○事務局

補足で説明申し上げます。営農型太陽光発電自体は、耐用年数は20年みてございます。申請は最高10年なんですけれども、パネルの寿命は20年あるということで、基本10年間設定して、その期間が切れる3か月前に改めて継続の申請をしていただくことによって20年、その場所でそのまま継続して営農型太陽光発電が出来るというような状況にはございますので、補足して説明いたします。

○議長

横山委員、どうでしょうか

○横山敏光委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

はい、木戸委員。

○木戸賢治委員

18番木戸です。所有権移転の案件No. 1 について、一応確認の意味で質問させていただきます。譲渡人の方が、ハッピーランドやまということ、菊地委員の聞き取りでもご家族の方に確認したということですが、ご自身の意思決定は出来る方なのかどうか確認させていただきたいと思います。

○菊地委員

今の木戸委員のご質問でございますが、〇〇〇氏は体が不自由な方ですか、言葉はまだ大丈夫というようなことでございます。以上、一応申し上げます。

○議長

木戸委員、よろしいですか。

○木戸賢治委員

はい。わかりました。

○議長

外にございませんか。

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第73号について、原案のとおり可決すること、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、16番 渡部信夫委員、No.2については、9番 木村富士男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部信夫委員

16番渡部です。農地法第4条の規定による、農地転用許可申請No.1についてご報告いたします。去る12月11日、午前9時45分ごろより、申請者の〇〇〇さんの代理人である、〇〇〇行政書士に立会いいただき、庄司委員、山口委員、小林次長、それから委員渡部により、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。なお、報告に先立ちまして、今ほど事務局から説明ございました、計画図の2ページをご覧ください。この図を見ていただきまして、斜線になっている部分のところの、東西に直線の線が入っていますが、これが申請に上がっています、101の1番の畑のところの、この直線の境界を越えて、増築してしまったという案件であります。この説明に入りますが、後ほどの件と関連してしますので、とりあえず図面だけ見ておいてほしいんですが、20ページをご覧くださいと思います。先ほどの図面と隣接するのが20ページの今ほど〇〇〇さんともありましたが、この20ページの図でいいますと、右側の直線部分が今ほどの101番の1の農地の分の境界です。それでその左側になってますが、ここにですね後ほど説明します案件が出てきます。それからその次のページもご覧ください。22ページです。少し方向が逆転しますが、今ほど、20ページで若干説明申し上げた更に北側に、関連案件がこのように連続しているということを念頭においていただきたいと思います。それでは利用計画については2ページにお戻りください。今ほど申し上げた通り、今回101番の1の北側、図面でいいますと左側に新たに住宅を建設したいということで調べていたところ、今回申請に上がっています、増築部分がはみ出ているという案件が発覚したと

いうことの事案でありました。申請者は現在お住まいになってはいないんですけれども、今後もお実家を適正に管理したいということで、この際、今ほどの状態を解消しておきたいということでございました。申請地は非線引き区域、第一種中高層住居専用地域とあり、南側、西側は宅地、東側は市道、北側は後ほど報告しますが、この申請者が所有する宅地でありまして、近隣に農地はなく、問題はありません。なお、顛末書が提出されております。以上であります。

○木村富士男委員

9番木村です。農地法第4条案件No. 2について、補足説明いたします。去る12月12日、午前10時35分ごろから、申請人の〇〇〇さん、小林委員、事務局から小林次長と私の四人で現地確認・聞き取りを行いました。この案件は、10年間の更新の申請でありまして、営農型太陽光発電ということで、全部で8列、横から見ると4列になるんですが、そこに太陽光パネルを設置されており、その半分については、パネルの下に、水稻苗をプール育苗で作っていて、残り半分については、ソバが作付けされておりました。今年度は、約2,100枚の水稻苗を作りましたが、需要があればそばを栽培しているところも、水稻苗に変えて、最大5,000枚まで増やしていきたいとのことでした。太陽光パネルの設置されていない空きスペースがありましたが、そこにはソバが作付けされておりました。売電の方も順調に進んでいるとのことでしたので、今回の申請は問題ないと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第74号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第74号について、原案のとおり可決することに、

ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定6件、所有権移転8件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、8番 山口久人委員、No.2については、9番 木村富士男委員、No.3、No.4については、13番 小林千代松委員、No.5、No.6については、14番 横山敏光委員、所有権移転のNo.1、No.4については、8番 山口久人委員、No.2、No.3については、16番 渡部信夫委員、No.5については、13番 小林千代松委員、No.6については、9番 木村富士男委員、No.7、No.8については、14番 横山敏光委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

8番山口です。農地法第5条設定の、一部転用についての現地調査について報告いたします。去る12月11日、午前10時40分ごろ、被設定人〇〇〇の〇〇〇氏、設定人の〇〇〇氏、それから委員の方から、庄司委員、渡部委員、小林次長と私で現地調査を行いました。今回の申請は、〇〇〇が電波塔設置工事に伴う作業スペースとして、申請地を利用するもので、工事

終了後は農地に復元するということです。〇〇〇の〇〇〇の南側に隣接する農地で、休耕地でもあり、特に周辺の農地には問題ないものと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

9番木村です。今の農地法第5条設定の案件No. 2ですが、先ほどの農地法第3条の権利設定No. 14と同じ内容ですので、今回は省略させていただきます。

○小林千代松委員

13番小林です。農地法第5条の権利設定No. 3、No. 4についてですが、これも先ほどの農地法第3条の案件と同様ですので、報告は省略させていただきます。以上です。

○横山敏光委員

14番横山です。農地法第5条権利設定No. 5、6の案件について、報告します。こちらでも今まで詳しい説明がありましたが、議案73号の農地法第3条の権利設定No. 15、No. 23と全く同じ案件でございますので、省略したいと思います。

○山口久人委員

8番山口です。農地法第5条移転のNo. 1の現地調査について、ご報告申し上げます。12月11日、午前10時20分ごろ、譲渡人の代理人〇〇〇司法書士さん、譲受人〇〇〇から、〇〇〇主任、それから庄司委員、渡部委員、小林次長と私で現地調査を行いました。申請地は、現在耕作はされておらず、市道から1.5mほど低くなっております。東側が市道に面しておりまして、市道に合わせて盛土し、三方の法面は、L型擁壁で固め、駐車場にするということです。取水はなく、雨水は地下浸透であり、周辺の農地には支障はないと判断しました。

続きましてNo. 4についてですが、12月11日、午前11時40分ごろ、譲受人の〇〇〇の〇〇〇氏、譲渡人の〇〇〇氏、それから庄司委員、渡部委員、小林次長と私で現地調査を行いました。本件は譲受人が宅地造成する目的

で購入するものです。地図を見てもらうとわかりますが、購入後、隣接地と併せて、宅地分譲をする予定です。付属資料は23、24ページになります。今回の移転する場所は左上の角になりますが、その外の区画の①、②、③は既に所有権移転しており、これも含めて、今後宅地として売り出す予定でございます。申請地は第一種住宅専用地域であり、周辺には農地はなく、既に宅地化がされております。排水と汚水は、下水道に流します。このことから特に問題はないものと判断いたしました。以上です。

○渡部信夫委員

16番渡部です、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請のNo. 2及びNo. 3は関連しておりますので、併せて報告したいと思います。先ほども報告いたしました4条の件とも関係あるのですが、引き続き12月11日の午前10時ごろより、申請者〇〇〇さんの代理人の〇〇〇行政書士、No. 3の譲受人〇〇〇さんに立会いいただいて、庄司委員、山口委員、事務局小林次長、委員渡部により、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。図面の20ページをご覧ください。若干先ほども報告でも触れましたが、この底地はすべて〇〇〇さんの所有でありまして、この計画図の20ページにあります、案件No. 2の〇〇〇さんが、自宅を建設したいということで、不動産業者を仲介して用地を探していたところ、この農地の紹介があったということで、今回の申請になっております。先ほどの〇〇〇氏の4条の件にもありましたが、それはこの図でいうと右側です。そしてこの今20ページにある図が、宅地として転用して、自宅を〇〇〇さんが建てたいとするものです。その際にその左側の102番の2というところが、案件No. 3になっている土地なんです、ここがちょうど〇〇〇さんの住宅境界とぎりぎりの場所になっておることから、〇〇〇さんと〇〇〇さんの境界の作り方で、行政書士も立ち会いながら、いわゆるセットバックをして、通路を確保しようとする部分が102番の2ということになっての申請になっております。まず、案件No. 2については、ご覧の通り、東側が市道、北側は〇〇〇さんの宅地、南側は〇〇〇さんの4条申請の場所、西側も宅地という

ことで、特に問題はありません。ただし、現地を確認したところ、102番の2、これは〇〇〇さんのいわゆる善意によって通路を確保するために〇〇〇さんに無償譲渡するというような考えで今回提出されていますが、私たちがここを見たところ、非常に狭くて、この部分では今後の生活はなかなか今まで通りの生活ができないのではないかという懸念は感じました。また、降雪時に〇〇〇さんのお宅の屋根の落雪がこの場所に落ちます、それで今後建設されようとするこの20ページの図面でいいますと、もしかするとこの場所に新たに新築される家屋の落雪が入ってくるかもしれない。更に、この教会に外壁でも建てられるようなものなら、非常に住環境は悪化するなということは感じましたが、いずれにしても、農地法の制約上の部分で判断する材料にはならないということで、なかなか住環境には問題はあるものの、農地法上の判断については、問題ないものと思いますが、あえてこのようなことを申し上げて、今後このような移転の場合には、どのような適正な指導があるかは今後農業委員会では議論する必要があるのではないかという風に感じて帰ってきた案件でありました。特に農地法第5条の所有権移転については、問題ないものと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

13番小林です。農地法第5条移転のNo. 5について、ご報告いたします。去る12月12日の午前9時ごろより、譲受人 〇〇〇代表の〇〇〇さん、それから譲渡人 〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、木村委員と私、事務局から小林次長立会いの下、現地調査並びに、聞き取り調査を行いました。地目は田で、ソバの作付けをやっておりました。そして西側には排水溝を設置して、北西に井戸を掘って農産物の洗浄等に利用したいという計画でした。南側、東側、北側に水路があり、雨水等、排水等は問題ないと判断をいたしました。以上です。

○木村富士男委員

9番木村です。農地法第5条移転、案件No. 6について、補足説明いたし

ます。去る12月12日、午前11時25分ごろから、譲受人の〇〇〇さん、小林委員、事務局から小林次長と私の四人で現地確認・聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは、教職員ということで、仕事の為欠席でありました。現地は、山崎集落の東側で、県道沿いにありました。現在は、数か所に農機具が置いてあり、効率が悪いので、一か所にまとめて効率良くしたいとのことでした。雨水は勾配を付けて申請地の北側の水路を經由して、西側の大きな水路に流すとのことでした。周囲は同じような格納庫的なものが数棟立っており、この格納庫が出来ることでの悪影響はないと判断いたしました。以上です。

○横山敏光委員

14番横山です。議案第75号の農地法第5条移転の案件No. 7につきまして、現地調査を行いましたので、ご報告させていただきます。現地確認は12月11日の午後3時半から〇〇〇町〇〇〇の現地で行いました。譲渡人の〇〇〇さんは欠席されまして、代理人として〇〇〇行政書士が、譲受人の〇〇〇さんが出席されました。農業委員会からは、大堀剛推進委員、事務局の高橋主事、そして私が立会いました。申請地は、地目が畑ですけれども、休耕状態で、北側は市道、東側は申請人の住宅地で、西側は耕作されていない畑、南側は耕作中の畑がありましたけれども、申請地の雪捨て場と接地しておりまして、雪捨て場は砂利で整地して、雨水等を地下浸透するという計画でありますことから、周辺の地に影響はないものと判断しました。

続きまして、案件No. 8につきましてご報告いたします。現地確認は12月11日、午後3時ごろ、〇〇〇町〇〇〇の現地で行いました。譲渡人の〇〇〇さん、〇〇〇さんは欠席され、代理人として行政書士の〇〇〇さん、また譲受人の〇〇〇株式会社からは、営業事業部長が出席されました。農業委員からは、大堀剛推進委員、事務局の高橋主事、そして私が立ち会いました。申請地は地目は畑ですが、これも休耕状態で柿の木等があったところでした。周囲は東側、南側にアパートや住宅、事務所が建築され、北側、西側には市道で周辺には農地の無い住宅地であります。敷地には水道

や下水の取付口も整備されており、雨水等の排水溝も整備されているところから、周辺農地には影響はないものと判断いたしました。以上報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第75号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第75号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

それでは、3時25分まで休憩をいたします。

（ 休 憩 ） 1 5 : 1 8

○議長

それでは、議案審議を再開いたします。

（ 再 開 ） 1 5 : 2 5

○議長

続きまして、「議案第76号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

8番山口です。現況確認証明の現地調査について、ご報告申し上げます。去る12月11日午前9時過ぎ、現地調査を行いました。この案件は、全部で5筆ありまして、すべて市に寄贈するという案件で、市の財政課の野辺主任、それから庄司委員、渡部委員、小林次長、あと私で現地調査を行いました。申請人は県外在住のため耕作管理が出来ないことから、全部含めて市に寄贈したいということで、その面積は、5筆で1,980㎡ほどあります。今回の調査は、地番154のみが畑ということで、農地であることから現地調査を行いました。周辺に農地はありません。今回の畑も荒れてまして、ほぼ荒廃です。これも含めて市の方に寄贈するもので、特に問題はないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第76号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第76号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号については、申請書のとおり許可することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第77号 農用地利用集積計画について」を議題といた
します。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定20件、所有権移転1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第77号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第77号について、原案のとおり可決することに、
ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定いた
しました。

○議長

続きまして、「議案第78号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）39件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第78号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第78号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第13回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 5 : 5 6